

平成23年度第6回 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場 運営協議会 議事要録

日時：平成24年3月25日 午前9時30分～12時

場所：八丈町末吉地域公会堂

出席者：協議会委員（7名）

<議事>

（1）遮水工の施工方法について

事務局から資料に基づき、本日の確認事項「遮水シート敷設前の地面の整地」について説明した。

- ① 遮水工は、地面に敷く保護マット、下層のシート、中間の保護マット、上層のシート、遮光性保護マットの5層構造となっている。
- ② 保護マットを敷く前に、地面の整地状況を確認する。シートに悪影響を及ぼす懸念のある凹凸や尖った石、木の根などの不純物がないこと等を目視により確認する。
- ③ 施工の順序は、埋立地をブロック分けして、ブロック内の遮水工5層を施工してから、次のブロックを施工する。本日は、早期に施工するA-1ブロック、B-1ブロックの一部、B-2ブロックの一部の整地状況を確認する。

委員からの質問に対して、一部事務組合から回答した。

Q. 資料12ページ、整地の精度の $H/L < 1/10$ とはどのようなことか。

A. 長さ：凹凸が10：1である。例えば、50cmの長さに対し、凹凸が5cm未満ということになる。

Q. 資料12ページ、「望ましい」とはどのようなことか。

A. 岩盤である場合など、地盤によっては、 $H/L < 1/10$ を超過してしまう場合がある。敷設面がなだらかで、尖った石や釘などシートを傷つけるものがなければ、 $H/L < 1/10$ を超過しても問題ない。

Q. 遮水シートの保証期間は。

A. メーカーに確認し、次回の会にて回答する。

Q. 遮光性保護マットは劣化しないか。

A. 長期間の使用により劣化が著しければ、交換することも考えられる。

（2）処分場建設現場確認

処分場建設現場に移動し、A-1ブロック、B-1ブロックの一部、B-2ブロックの一部の整地状況を確認した。極端な凹凸やシートを傷つける恐れのある不純物がないか、確認した。

(3) 確認事項の整理

再び末吉地域公会堂へ戻り、参加した委員で意見を述べた。以下のような意見があった。

- ・現場内にサンダー（工具）の刃が落ちていた。
- ・結構凹凸があると思った。許容範囲内なのかは判断し難いが、マット敷設前には再度よく確認し、きちんとしてから張ってほしい。
- ・地面に位置出し用の釘が打ってあったが、取り除くのを忘れたままシートを張ることがないように、敷設前に再度よく確認してほしい。

確認事項の整理として、「保護マット・シート敷設面のチェックリスト」に各自記入した。

委員の意見を基に、マット敷設前には不純物がないことや凹凸が補修されていることを確認してから施工することを、事務局が説明した。

その他の内容として、委員からの質問に対し、回答した。

Q. 処分場に事故があった場合の責任の所在は。

A. （一部事務組合）責任は一部事務組合が取る。

Q. シートが破れるなどの事故があった場合、費用は組合で出せるのか。

A. （座長）一部事務組合の運営は、伊豆諸島の町村の負担金で成り立っているので、そこから費用を負担することになる。

Q. シートが破れていることに気付かず、汚水が海に長期間流出してしまった場合、どのように対応するのか。

A. （一部事務組合）汚水の濃度、量など調べ、環境にどれだけの負荷を与えたかを評価し、対応することになる。

（座長）埋立地の地下は、検知システム（※）が入り、その下に地盤改良を施してあるので、汚水が海に流出するまで、非常に長時間かかる。

その他として、一部事務組合から以下の報告をした。

- ・2月に開かれた島嶼地域最終処分場対策委員会の会議にて、八丈島管理型最終処分場には、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村の4町村の焼却残さが入ることが決まった。
- ・焼却残さの他は、汚泥再生処理センターからの残さが入る。残さは、し尿・浄化槽汚泥の前処理として沈殿させた小石・砂状のものを洗浄したものである。

以上

※検知システム・・・モニタリング管を敷設する。